

○地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院定款

(目的)

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等の業務を行うとともに、地域の医療機関、福祉施設及び広尾町との連携の下、地域に密着した病院として、住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院（以下「法人」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 法人の設立団体は、広尾町とする。

(事務所の所在地)

第4条 法人は、事務所を広尾郡広尾町公園通南4丁目1番地13に置く。

(法人の種別)

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

(役員)

第7条 法人に、役員として、理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置く。

2 法人に、役員として、副理事長1人を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4 理事は、理事長があらかじめ指定した順位により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

5 監事は、法人の業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は広尾町長（以下「町長」という。）に、意見を提出することができる。

（役員への任命）

第9条 理事長及び監事は、町長が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

（役員への任期）

第10条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事の任期は2年とする。ただし、補欠の役員（監事を除く）の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

（役員への解任）

第11条 町長又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が法第16条の規定により役員となることができないものに該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 町長又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、又はその他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、町長又は理事長は、それぞれの任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。

4 理事長は、前2項の規定により、副理事長及び理事を解任したときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（職員に関する事項）

第12条 法人の職員は、理事長が任命する。

2 法人の職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人

の規程で定める。

(理事会の設置及び構成)

第13条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

2 理事長は、理事長を除く理事会の構成員の3分の1以上の者又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して理事会の招集要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議決事項)

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 法により町長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 理事会が定める重要な予算の執行に関する事項
- (5) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (6) 規程の制定又は改正若しくは廃止に関する事項。ただし、理事会が定める軽易な改正又は廃止を除く。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

(理事会の議事)

第16条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席した副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(病院の名称及び所在地)

第17条 法人が第1条の目的を達成するために設置及び管理を行う病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
広尾町国民健康保険病院	広尾郡広尾町公園通南4丁目1番地13

(業務の範囲)

第18条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 健康診断等の予防医療を提供すること。
- (6) 介護サービス等に関する業務を行うこと。
- (7) 災害時における医療救護を行うこと。
- (8) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第19条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

(資本金等)

第20条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により広尾町から法人に対し出資されたものとされる金額とする。ただし、広尾町が法人の設立の日以後に法人に対して出資を行った場合は、法人は当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として広尾町が評価した価額により資本金を増加するものとし、法人が法第42条の2第1項又は第2項の規定により広尾町からの出資に係る不要財産を広尾町に納付した場合は、法人は同条第4項の規定により資本金を減少するものとする。

2 法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第21条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、広尾町に帰属する。

(規程への委任)

第22条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則（平成30年12月4日議決）

この定款の一部変更は、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の成立の日から施行する。

別表（第20条関係）

土 地

所在地	面積（㎡）
広尾郡広尾町公園通南4丁目1番13	6,993.13
広尾郡広尾町公園通南4丁目1番14	3,914.05

建 物

施設名	所在地	延べ床面積（㎡）
病院	広尾郡広尾町公園通南4丁目1番地13	3,825.86
医師住宅①	広尾郡広尾町公園通南4丁目1番地14	139.32
医師住宅②	同	139.32
医師住宅③	同	139.32
医師住宅④	同	139.32
医師住宅⑤	同	139.32
車庫①	同	33.96
車庫②	同	33.96